

議第20号

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和3年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部
を改正する条例

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

第13条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員の給与を改定する必要があるので提案する。